

# 第1章

## 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じた様々な取組が進められてきました。

本県においても、この法律等の趣旨を踏まえ、平成14年3月に「みやざき男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成15年3月には「宮崎県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進してきました。

その後、平成19年3月には「みやざき男女共同参画プラン（改訂版）」を策定、平成24年3月には「第2次みやざき男女共同参画プラン」を策定し、着実に取組を進めています。

しかしながら、本県の現状を見ると、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、また、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っている状況にあります。

また、少子高齢化による人口減少の本格化、これに伴う社会情勢の変化、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、更なる取組を展開していくことが必要です。

一方、平成27年9月には、自らの意思によって働き又は働こうとする女性の活躍を推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布されました。当法律では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けており（常時雇用する労働者数が300人以下の民間事業者については努力義務）、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

「第3次みやざき男女共同参画プラン」は、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの成果や社会情勢の変化を踏まえて、施策の全体的な枠組みやその方向性と具体的施策を示すものです。

## 2 計画の性格及び役割

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条に基づく「都道府県計画」として定める法定計画であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」を踏まえて策定しました。
- (2) 「宮崎県男女共同参画推進条例」（平成15年3月12日公布）の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第1項に基づく本県における推進計画として位置付けます。  
推進計画の該当部分：基本目標 I
- (4) 県はもとより、県民や市町村、民間企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。
- (5) 宮崎県総合計画の部門別計画として位置付けられています。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

## 4 行政、企業や団体、県民の役割

### (1) 行政の役割

県は、各部局が連携・協力して、この計画に基づいた男女共同参画施策を総合的に推進します。

住民の生活に最も密接な関係にある市町村においても、国や県の計画を勘案して地域の実情や特性に応じた市町村男女共同参画計画を策定・改定し、その計画に基づいて施策を推進していく必要があります。

### (2) 企業や団体に期待される役割

企業や団体においては、女性を始め多様な人材の能力を十分生かせるよう、働き方を柔軟に工夫したり、働きやすい環境を整えるなど、より良い雇用・就業環境づくりに努めることや、出産・育児・介護で離職することなく、働き続けることができる職場環境づくりを推進することなど、働く場における男女共同参画推進に取り組むことが求められています。

### (3) 県民に期待される役割

県民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を理解し、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場面において男女共同参画の推進に取り組むことが求められています。